

第8章 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

第1節 パッケージ型消火設備

第1 用語の意義

この節における用語の意義は、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年総務省令第92号）及びパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第12号。以下「告示第12号」という。）第2に示すもののほか、告示第12号第3に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」とは、初期消火及び避難を行う上で有効な、外気に直接開放された開口部又は随時容易に開放できる開口部を有しない場所をいう。

第2 設置要件

告示第12号第3の規定によるほか、告示第12号第3に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所は、火災の際煙が有効に排除でき安全に初期消火を行うことができるとともに、避難時には主要な避難口を容易に見とおすことができ、又は当該開口部から避難できる場所とする。

第3 設置維持の基準◆

1 設置場所

設置場所は、告示第12号第4第1号から第4号までの規定によるほか、次によること

- (1) 屋内消火栓設備の基準（第7. 1. (3)及び(4)）を準用する。
- (2) 容易に操作でき、かつ、障害となるものがない場所で、その階の各部分から1のホース接続口までの歩行距離がホース長さ以下となるように設けること。ただし、ホース長さを超える部分が10メートル以下で、かつ、ホース長さを超える部分を有効に放射できる場合はこの限りでない。

2 灯火及び標識等

灯火及び標識等は、告示第12号第4第5号の規定によるほか、次によること

- (1) 赤色の灯火は、取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10メートル離れたところから容易に識別できること
- (2) パッケージ型消火設備の格納箱の扉面の裏面には、操作手順を示す簡略な絵を表示すること

- 3 屋内消火栓設備とパッケージ型消火設備を混在して設置する場合は、告示第12号第9に規定する表示のほか、貯蔵容器の直近の見やすい箇所に、当該パッケージ型消火設備の防護範囲を表示すること

第4 特例基準

次のいずれかに該当するものについては、令第32条を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 屋内消火栓設備の基準（第12（8から11までを除く。））を準用する。この場合において、同基準第12. 3. (2)の「令第11条第3項第1号イ、第2号イ(1)又はロ(1)の規定」は、「告示第12号第4第1号の規定」に読み替えるものとする。
- 2 スキップフロア型又はメゾネット型の共同住宅の住戸その他の2以上の階数を有する1の住戸について、ホース接続口を次により設置する場合は、告示第12号第4第1号の規定によらないことができる。
 - (1) ホース接続口は、廊下階の階段室、非常用エレベーターの乗降ロビー等で操作に支障のない位置に設けること
 - (2) 当該防火対象物の各部分から、1のホース接続口までの歩行距離がⅠ型にあつては20メートル以下、Ⅱ型にあつては15メートル以下であること
- 3 次に適合する場所に設置するパッケージ型消火設備にあつては、告示第12号第4第1号の規定にかかわらず、当該場所の各部分から1のホース接続口までの水平距離がⅠ型にあつては30メートル以下、Ⅱ型にあつては25メートル以下となるよう設けることで足りるものとする。
 - (1) ロビー、ホール、ダンスフロア、リハビリ室、体育館、講堂、その他これらに類する場所であること
 - (2) 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料でしたものであること
 - (3) 可燃物の集積量が少ないこと
 - (4) 放水障害となる間仕切り又は壁が設けられていないこと
 - (5) パッケージ型消火設備のホースを直線的に延長できること
- 4 次に適合する令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物又はその部分に設置するパッケージ型消火設備にあつては、告示第12号第4第1号の規定にかかわらず、当該防火対象物の各部分から1のホース接続口までの水平距離がⅠ型にあつては25メートル以下、Ⅱ型にあつては20メートル以下となるよう設けることで足りるものとする。
 - (1) 特定主要構造部が耐火構造であること
 - (2) 共用部分には、告示第12号第4第1号の規定により設置されていること
 - (3) 告示第12号第4第1号の規定により設置する場合に生じる未警戒部分は、直近のパッケージ型消火設備からのホース延長により有効に消火できること
- 5 パッケージ型自動消火設備を設置する防火対象物又はその部分のうち、地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所であることにより、規則第13条第3項に掲げる部分にパッケージ型消火設備が設置できないものであつても、次に適合するものについては、パッケージ型消火設備を設置することができる。
 - (1) 階段、エレベーターの昇降路、パイプシャフトその他これらに類する部分であること
 - (2) (1)に定める部分で火災が発生したとしても、パッケージ型自動消火設備の防護区域からパッケージ型消火設備で容易に消火できる範囲内であること
- 6 地階であることにより、パッケージ型消火設備が設置できない防火対象物又はその部分

であっても、次に適合するものについては、パッケージ型消火設備を設置することができる。

- (1) 避難階であること
- (2) 規則第5条の5に定める開口部を有すること

7 仮設建築物のうち、地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所であることにより、パッケージ型消火設備が設置できない防火対象物又はその部分であっても、屋内消火栓設備の基準（第12.2）に適合するものについては、パッケージ型消火設備を設置することができる。